

災害時における河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等 (災害時緊急調査等業務を含む) に関する協定(案)

北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所長 加納 浩生(以下「甲」という。)と ○
○会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○(以下「乙」という。)とは、地震、洪水、河道
閉塞、土石流、地すべり、水質事故、大規模事故等(以下「災害」という。)により災害の発
生若しくはその恐れがある場合の河川災害応急復旧工事等(巡視、水防活動、水質事故対策、
火山噴火緊急減災対策、航空測量、大規模・重要構造物調査解析等を含む。以下「業務」とい
う。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は甲が管理する河川、ダム及び砂防(以下「河川・ダム・砂防」という。)において、災害の発生若しくはその恐れがある場合に、これに必要な建設機械、資機材、労務等(以下「資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧及び早期復旧に向けた諸調査・検討について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間はNo.3 石狩川上流・大雪ダムブロックとし、別図に示す区域とする。
又、大規模土砂災害が発生した場合は、旭川河川事務所が管理する全ての河川、ダム及び砂防(別図を参照)並びに旭川河川事務所が土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき調査を行う範囲とする。

(業務の実施体制)

- 第3条 甲は、河川・ダム・砂防に災害が発生し、若しくはその恐れがある場合は書面又は電話等により乙に業務の実施を要請するものとする。ただし、乙が災害の被害発生状況等を把握した場合、乙は直ちに(幹事会社を経由して)甲に連絡を入れるように努めるものとする。
- 2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに河川・ダム・砂防の被害状況等を把握し、甲の指示により該当事象の業務を実施するものとする。ただし、No.③については、甲乙相互の通信連絡が不能のため第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当区域の巡視、状況把握を実施するものとするが、火山噴火の場合は必ず甲の指示により業務を実施するものとする。
- 3 乙は、業務の実施要請を受けた場合、又は前項ただし書きによる乙の判断により巡視、状況把握を実施する場合は、速やかに業務責任者を定め報告するものとする。
- 4 乙は、業務の実施区域において震度5弱以上の地震が発生した場合、甲の実施要請の有無にかかわらず、震度5弱以上の市町の区域について、地震発生後速やかに所管施設等の初期現地点検を実施し、結果を甲に報告するものとする。報告は概ね30分毎に行うものとする。
- なお、積雪期間の地震時の点検については、事前に点検ルート、点検方法(移動方法)等について、所長と協議を行うものとする。特に点検方法については、スノーモビルなど積雪期間に最適な方法を定め、必要な資機材を確保するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第5条 乙は、業務の実施にあたっては、河川管理施設及び砂防設備等で異常事態等が発生若しくは発生の恐れがある場合は、臨機な措置を講ずるとともに直ちに報告しその指示に従うものとする。

(業務の着手及び完了)

第6条 乙又は第3条第3項で定めた業務責任者は、業務に着手および完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、業務の実施内容、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第3条第1項（同第2項ただし書きを含む）により乙に実施要請したときは、遅滞なく随意契約をするものとする。

(資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害時に備え、第3条第2項の業務に際し使用可能な資機材等及び技術者等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は資機材等及び技術者等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

(資機材、労務、資料等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の実施に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に資機材、労務、資料等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の範囲に業務の実施を要請したときは原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲へ請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき又は資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が主催する訓練、講習会等に原則参加するものとする。なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、協定調印の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、甲乙協議のうえ協定解除することができる。

(協 議)

第18条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が北海道開発局長から、地方支分部局の工事（業務）請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑 則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和7年3月31日

甲 北海道開発局旭川開発建設部
旭川河川事務所長 加納 浩生 印

乙 ○○会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印